

消防法施行令等の一部改正について

予防課

1 はじめに

平成25年10月11日に発生した福岡市診療所火災を受け、消防庁に設置した「有床診療所・病院火災対策検討部会」において、学識経験者、病院関係者、有床診療所関係者、関係省庁（厚生労働省、国土交通省）及び消防本部の参画を得て必要な防火安全対策の検討を行い、7月4日に対策をとりまとめた報告書を公表しました。

この報告書を受け、消防庁では7月19日から8月17日までの30日間、消防法施行令の一部を改正する政令案等に対する意見募集（パブリックコメント）を実施しました。「消防法施行令の一部を改正する政令」は10月10日に閣議決定され、10月16日に公布されました。また、これに併せて関連する総務省令及び消防庁告示の一部改正についても10月16日に公布されました。

2 改正の概要

(1) スプリンクラー設備等の設置基準の見直し

① 「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」に係る設置基準

今回の政令改正の契機となった福岡市診療所火災にお

いては、死者10名の全員が高齢者であり、自力での避難が困難な状態にあった者も多いと考えられることから、病院及び有床診療所のうち「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」には、原則として、面積にかかわらず、スプリンクラー設備を設置しなければならないこととしました。（改正前は、原則として、全ての病院は3,000㎡以上・全ての診療所は6,000㎡以上で義務付け。）

具体的には、以下の有床診療所・病院は「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」に該当しないものとして対象外となります。

- ・患者が避難困難でないと考えられる13診療科のみのもの（歯科、皮膚科、泌尿器科、乳腺外科、肛門外科、形成外科、美容外科、産婦人科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、小児科）
- ・夜間においても相当程度の患者の見守り体制（13床当たり職員1名）がある病院
- ・精神病床、感染症病床、結核病床のみの病院
- ・3床以下である有床診療所

また、火災発生時の延焼を抑制する機能を備えた構造を有する施設についても、対象外となります。

② ①以外の病院・診療所及び助産所に係る設置基準

「避難のために患者の介助が必要な病院」に該当しない病院については、原則として、延べ面積が3,000㎡以上のものにはスプリンクラー設備を設置が義務付けられています。(改正なし)

今回の政令改正では、「避難のために患者の介助が必要な有床診療所」に該当しない有床診療所及び有床助産所について、病院と同様に、原則として、延べ面積が3,000㎡以上のものにスプリンクラー設備を設置しなければならないこととしました。(改正前は、原則として、6,000㎡以上の診療所に義務付け。)

なお、病床や入所施設がない無床診療所及び無床助産所については、引き続き、原則として、延べ面積が6,000㎡以上のものにはスプリンクラー設備の設置が義務付けられています。(改正なし)

③ 水道連結型スプリンクラー設備の設置基準

水道の水管に連結させることで設置することができる水道連結型スプリンクラー設備については、防火上の措置を施したレントゲン室・手術室等の部分の面積を除いた面積が1,000㎡未満である施設に限り設置することができることとしました。(改正前は、延べ面積1,000㎡未満の施設に設置することができた。)

(2) 消火器具の設置基準の見直し

消火器具(消火器又は簡易消火用具)については、全ての病院、有床診療所及び有床助産所に設置しなければならないこととしました。(改正前は、150㎡以上の病院、

診療所及び助産所に義務付け。)

(3) 消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準の見直し

消防機関へ通報する火災報知設備については、全ての病院、有床診療所及び有床助産所に設置しなければならないこととしました。(改正前は、500㎡以上の病院、診療所及び助産所に義務付け。)

また、「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」については、自動火災報知設備(感知器)の作動と連動して起動させることを義務付けることとしました。

3 施行期日等

今回の政令は平成28年4月1日から施行します。このため、新築施設については、平成28年4月から新たな設置基準が適用されます。(ただし、水道連結型スプリンクラー設備の範囲拡大及びこれに関連する改正については平成27年3月1日から施行・適用します。)

また、既存施設へのスプリンクラー設備の設置については、平成37年6月末まで適用を猶予することとしています。

問合わせ先

消防庁予防課行政係 新納
TEL: 03-5253-7523